

市道稲田中央線の開通に伴うバス路線の改編案 について

1 改編対象路線

「吉川庁舎前」停留所を使用する全ての路線

2 改編の内容及び理由

- (1) 吉川支所とみのり農協吉川支店との間の市道稲田中央線の開通（令和2年10月1日開通予定）に伴い、「吉川庁舎前」停留所が変更となることから、バス路線の一部を改編する。
- (2) 現行の「吉川庁舎前」停留所は「郵便局前」及び「農協前」に分かれているが、利用者に分かりやすくするため、同線上に新設する停留所に集約し、停留所数を3か所から2か所とする。

3 改編日

令和2年10月1日（木）

4 運行事業者

神姫バス株式会社

5 対象位置図及び運行ルート

別紙4-1及び別紙4-2参照



